

再意見(平成30年4月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成31年1月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成31年4月) 消費者安全調査委員会
<p>平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」において、消費者安全調査委員会は、「幼児にとって、水に慣れ親しむことは大切な経験となる。」「幼稚園、保育所及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。)におけるプール活動や水遊びの活動が萎縮することを望んでいるものでは決してない。むしろ、幼児が安全に楽しくプール活動・水遊びを行うことができる環境作りが重要であると考え。」とした。現在もその考えに変わりはない。しかしながら、事故の再発防止のためには、水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止することが必要である。</p> <p>今回、消費者安全調査委員会では、実態調査の結果を踏まえ、プール活動・水遊びを行う際に幼稚園、保育所及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。)の職員が活用できるチェックリストを作成した。このチェックリストがプールシーズン前の職員会議や日々のミーティングなど機会あるごとに利用されることで、事故防止の意識を高められると考えている。</p>		
<p>1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、地方公共団体及び関係団体に対し、実態調査を参考にして次の(1)、(2)、(3)及び(4)の措置を講じるよう求めるべきである。また、文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、必要な時期に幼稚園等の取組の状況を把握し、それを踏まえてガイドラインを見直すなどして、適切な取組が行われるようにすべきである。</p> <p>その際、実態調査においてガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた、私立幼稚園や認可外保育施設、人口10万人未満の市町村に所在する園等、取組が十分ではないと考えられる幼稚園等について配慮すべきである。</p>	<p><内閣府、文部科学省、厚生労働省></p> <p>1. プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、平成26年10月以降、毎年、プール活動・水遊び前に、以下の通知等を各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部(局)長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛て発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところであり、平成30年7月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告」をとりまとめ、周知したところである。</p> <p>くわえて、例年、都道府県職員向けに説明会を実施しているが、平成30年の8月から9月にかけて全国5ブロックで市町村等職員向け説明会にてガイドラインの存在も含め周知し、施設・事業者、保育士等にも研修会等の機会を活用し、直接、周知を行っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設等 においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(平成30年6月8日府子本第649号内閣府子ども・子育て本部参事官、30初幼教第9号文部科学省幼児教育課長、子少発0608台1号厚生労働省少子化総合対策室長連名通知) ・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について(平成30年4月27日府子本第532号内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)通知) ・幼稚園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について(平成30年4月27日事務連絡文部科学省幼児教育課) ・保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について(平成30年4月27日子少発0427第1号厚生労働省少子化総合対策室長通知) ・水泳等の事故防止について(平成30年4月27日30ス庁89号スポーツ庁次長通知) 	<p>「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告 平成30年7月」(以下「有識者会議年次報告」という。)について</p> <p>1. 有識者会議年次報告の主たる検討課題のひとつに、ガイドライン等の改善が謳われているところ(p.4 14行目)、これに基づいて、平成28年3月に通知されたガイドラインにつき改訂された事項はあるか。ある場合はその内容を、ない場合は、今後どのように改善する予定であるかを御教示頂きたい。</p> <p>2. 平成28年のガイドライン策定においては、教育・保育施設の実態をアンケートを通じて把握されているところ、(上記の)ガイドライン改訂にあたり、これまで出された多数の通知やガイドラインの内容が施設の管理者、プール活動・水遊びに関わる職員等に届いて実行に移されているか等をアンケート等を通じて把握する予定はあるか。</p>

再意見(平成30年4月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成31年1月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成31年4月) 消費者安全調査委員会
(1) プール活動・水遊びを行う場合は、次の①から③までの取組を行うよう、幼稚園等に対して一層の周知徹底を図る。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼稚園等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにする。	上記の通知等にて実施済み。	3. 有識者会議年次報告では、「IV 注意喚起・提言」において、国への注意喚起・提言も謳われている。この中で調査委員会が発出した意見に関連して下記のものがあるが、それぞれに対して具体的にどのような対応をとっているのかについて御教示頂きたい。
① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止する。	上記の通知等にて実施済み。	(1)「3ア(イ)認可外保育施設の指導監督の徹底を図ること」の項目において記載されている、「また、指導監督基準に事故対応マニュアルの整備や普通救命講習受講を義務づけること等について検討すること。」との文言について(p.43 下から2行目～) (2)「3イ(ア)職員間及び保護者と密接に連携するためのマネジメントの強化」について(p.44) (3)「3ウ事故発生状況の記録の重要性の周知徹底」の項目において記載されている「さらに、ガイドラインに記載されているとおり、事故が発生しやすい場面(睡眠中、水遊び、食事中等)においては、ビデオ等の記録機器の活用も有効だと考えられるので、国としてもこれら機器の活用促進について検討することも求められる。」について(p.45 下から3行目～)
② 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行う。	上記の通知等にて実施済み。	4. 事故が発生してしまった場合の検証について、有識者会議は、事実関係の確認、再発防止策の構築を地方公共団体に強く求めており、国に対してもその支援・協力を行うことを求めている。検証の仕組みが実際にどのように機能しているか、課題は何か等について把握しておられる点を御教示頂きたい。
③ 職員に対して、心肺蘇生(そせい)を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行う。	上記の通知等にて実施済み。	5. 有識者会議において、プール事故について、問題として位置づけて、取り上げて頂きたい。
(2) 地方公共団体は、(1)②「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行う。	上記の通知等にて実施済み。	6. 「例年、都道府県職員向けに説明会を実施している」とのことであるが、当該都道府県職員向け説明会について下記の事項を御教示いただきたい。 (1)開催日時、場所、参加者の属性(どういった部署等)・人数 (2)説明の内容 (3)会場で出された質問、要望事項等

再意見(平成30年4月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成31年1月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成31年4月) 消費者安全調査委員会
<p>(3) 地方公共団体は、(1)③「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行う。</p> <p>(4) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。</p>	<p>上記の通知等にて実施済み。</p>	<p>7. 「平成30年の8月から9月にかけて全国5ブロックで市町村等職員向け説明会にてガイドラインの存在も含め周知し、施設・事業者、保育士等にも研修会等の機会を活用し、直接、周知を行っている」とのことであるが、当該全国5ブロック市町村等職員向け説明会について下記の事項を御教示いただきたい。</p> <p>(1) 平成30年に初めて実施されたのか (2) 開催日時、場所、参加者の属性(どういった部署等)・人数 (3) 説明の内容 (4) 会場で出された質問、要望事項等</p> <p>8. 都道府県職員向けの説明会だけではなく、よりハイレベル(地方公共団体幹部等)との意見交換の場等でこの問題について意見交換を行った実績はあるか。</p> <p>9. 地方公共団体の職員レベルへの説明に加えて、地方公共団体の幹部レベルと国とが連携してさらに職員等をバックアップしていく手立てはないか。</p>
<p>2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して情報の共有を図るべきである。また、類似事故の再発防止に活用するために、事故及びヒヤリハットの情報についても、幼稚園等や幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して自主的な協力を促すなどして、収集・蓄積する仕組みを検討すべきである。</p>	<p>類似事故の再発防止については、自治体からの事故報告を、内閣府において集約・データベース化を行い、プール活動・水遊びにおける重大事故も含め、内閣府のホームページにおいて、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」により公表し、施設・事業者及び自治体等と共有を図っている。</p> <p>https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html</p> <p>また、平成28年4月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、今後、地方自治体の事故の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行い、平成30年7月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告」をとりまとめ、周知したところである。</p>	<p>10. 平成29年度データベースの概要版において、発生時状況：「プール活動・水遊び中」として検索すると、平成29年8月にさいたま市で発生したと思われる溺水死亡事故一件の登録があった。さいたま市の事故については自治体による検証がなされ、再発防止策等の提言を含む報告書が作成されたところ、少なくともそのような場合については内容をデータベース(詳細版を含む)に十分に反映させ、他の園においても情報を共有できる仕組みが必要と考えるがいかがか。</p> <p>11. 教育・保育施設等において重大事故が発生した場合、再発防止のための検証を行うこととされており、検証の報告は国に提出されることとなっている。これまでに国に報告されたプール活動の重大事故についてどのような報告があり、どのように対応されているか。</p>

再意見(平成30年4月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成31年1月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成31年4月) 消費者安全調査委員会
<p>3. 文部科学省は、上記1及び2の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組むべきである。</p>	<p>1. 「水泳等の事故防止について」(平成30年4月27日30ス庁89号スポーツ庁次長通知)において、小学校低学年においては、特に十分な監視及び指導体制の確保等が行われるよう注意喚起を行った。また、同通知等で独立行政法人 日本スポーツ振興センターが作成している「学校事故事例検索データベース」を参照として挙げ、事故事例の共有を図っている。 http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx</p> <p>2. 平成29年度スポーツ庁委託事業において、「学校における水泳事故防止必携[2018年改訂版]」を独立行政法人 日本スポーツ振興センターが作成し、全国の教育委員会に配布した。</p>	<p>12. 事故事例の共有を図るため、通知等に学校事故事例検索データベースの検索画面を挙げられたようであるが、このデータベースが実際にどのように活用され、共有されているかを確認しているか。</p> <p>13. 「学校における水泳事故防止必携[2018年改訂版]」について、実際にどのように活用されているかを把握しているか。</p>